

燃ゆる感動かごしま国体出水市実行委員会協賛取扱基準

1 目的

燃ゆる感動かごしま国体出水市実行委員会協賛取扱要項第6項に関することについて、次のとおり定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・法人・団体・個人	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上		持参	事務局長
	10万円未満	礼状		

3 協賛者名掲載基準

物品等への協賛者名を記載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・法人・団体・個人	30万円以上	協賛者ロゴ（リンク先貼付）、写真及び記事掲載（協賛金額掲載可）	報告書等に協賛者名を掲載	掲載可能物品には協賛者名掲載	○
	30万円未満 10万円以上	協賛者ロゴ（リンク先貼付）、写真（協賛金額掲載可）			
	10万円未満	協賛者名			

備考

- (1) 個人から協賛の申し出があった場合、評価額に2分の1を乗じて、上記2の謝意実施基準を取り扱う。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。ただし、金額等の換算が

困難な協賛内容については、別途協議して対応する。

- (3) 贈呈式及び協賛者名掲載については、協賛者の意向を確認の上、実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意表明する。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用については、実行委員会とあらかじめ協議の上、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例のような呼称を使用できる。

(例)

〇〇社は、 { 特別国民体育大会
燃ゆる感動かごしま国体 }

出水市開催 { 競技を応援しています。
△△競技会の協賛企業です。
△△競技会を応援しています。 }

- (6) 国体開催時の協賛者名の掲出は、実行委員会が適当と認めた場所に限るものとし、競技会場内（競技を行うエリア一帯、観客席、会場内出入口階段、スロープ等を含む）への掲出は一切できない。